貞丈雜記　十二上

ワ 3
6592
23

門 ワ 3
號 C592
巻 23

貞丈雜記巻之十二

刀剣之部目録

一 進物ニ太刀の事
一 むきあ下緒ニ事
一 半下緒の事
一 太刀刀作様ニ事
一 さうもくさくりもくさの事
一 ナ刀の事
一 かんたう帯取ニ事
一 あかがつはの事
一 鐔金下緒の事
一 二重下緒の事
一 刀引の事
一 腰刀の事
一 煉羽ニ事
一 以方様ニ太刀ニ事

昭和十九年四月五日
孫三上於菟吉氏令
三上庫一氏 寄贈

一兵庫鎌の太刀
一帯取すがた下法寸法
一鍔柄こしの刀
一後三条西のさゑや巻
一ぶ刀の事
一守刀の事
一尻鞘こしの事
一細太刀
一太刀もきつゑ
一尤鞘こし太刀
一刀の銘菊こし作
一つのいた刀
一長伏輪こし事
一犬まねきの事
一刀小袴の帯まさゑの事
一まちさゑや巻の事
一長せさゑの事 図
一鳥頭太刀
一刀剣研こし事
一脇差こし事

一脇差こし太刀
一銀剣こし事
一甲州武田家鞘巻
一刀のかうゑい小刀の事
一葬礼の腰刀
一佩太刀とり事
一中ゞ太刀　大太刀
一草巻太刀
一本阿弥こし目利の事
一今世の刀脇差
一たんひこ丸
一錦包の太刀
一けぬき形の太刀
一書こし法度はくの事
一帯取りんこうたちぶくの事
一小太刀　大太刀
一糸巻太刀　武太刀
一黒太刀　白太刀
一剣相こし事
一今様の太刀

一白きうちくもの太刀
一雲の下帯取
一三所の事

武藝之部

一解拝ゝ事
一賭射ゝ事
一馬上の三ツ的の事
一歩射　騎射
一的の絵の事
一義月の事

一刀の忍みの事
一透鐔の事
一流弓場始ゝ事
一大具足射手の事
一歩立の三ツ的事
一奉射ゝ事
一喰弦の事
一冪的ゝ事

一數塚の事
一的の後の事
一流鏑馬ゝ流ある事 三ツ矢ゝ図
一さゝの事
一武ゝ大的　侍所的
一射つけのふ的　つぐ
一相撲ゝ事
一笠を持ゝ事
一おんなの射の事
一笠掛始りの事

一かけ矢なる事
一的ゝ鬼の事
一遠笠懸小笠掛
一矢代なる事 図
一矢沙汰　どうめい
一馳引ゝ事
一逆羽うつ事 図
一犬追物の事 四ヶ条
一犬追物始ゝ事
一矢筈のうつの事

一軍陣の内案を尋ぬる事
一神仏を崇ぶる事
一矢目の事
一押手筈を立る事
一弓杖をゆう
一十列を事
一騎射の事
一牽射を事
一古今大将自対働事
一首を鞠に付ゆう
一軍陣日取方角を事
一軍を吉凶の事
一ねこづくの事
一中附古今お遠
一競馬の事
一流鏑馬の事 四ケ条
一比射初比再興を事
一死道具を事
一生首死首見分
一凱歌を事
一馬上を作物を事
一三〻九手挟
一弓杖をあけ中〻筆図
一神事百手的
一猪を事
一大弟と突との事
一こぶ〻ひくあの事
一矢寄を事
一打越の事
一弐を大能弓太刀
一鞍変ゆうの事
一義を鐙の事
一弟おきの松 射とりの松
一挟物の事 号
一甲陽軍鑑の事
一中物の事
一追手猪の事
一的おきの事

以上

眞文雜記卷之十二

伊勢眞友
千賀春城　閲
門人　岡田光大　校

刀劍之部

一　旧記ニ沸太刀金沸太刀金覆輪ありとあるハ柄鞘の金具皆金ばかりなるを元ハ眞の太刀之東山殿の代應仁の大亂以後世の中ものさわがしくなりて眞の太刀を造ることもなりて多くハ作り太刀を用ひられと金又ハ金覆輪なとあるハ昔のまゝ又ハ太刀白とあるもの

永正京中竹馬記ニ云太刀一腰余た刀一振金あるハ余ハ金ものとハ黒も金ものとハ金ものなれを云心ありとなり

○伊勢内宿守一冊云太刀一腰と書てをけるを持のまゝ書ものなり

鎧の所のるゝ〳〵又武藤家
記箱云々是祝の
太刀持と云事
也、

張、作り白太刀の事也は太刀黒とあるハ黒くどう作り
黒太刀の事也又佩太刀糸と何ハ糸巻の太刀の事拵を
巻る太刀也又佩太刀持と何ハ金銀の太刀也無なれ
とも自分の持料なる祝の太刀也と云心也澤瀉門の
覚書に太刀金代弐百疋とあり其下に拵云金とハ
金〻巻の事蘇あるハ太刀也又糸とハ糸巻
と事と有りつゝ太刀の事を云也〻られらのハ刀剣
同巻る記し〻也

一右ときにぼとハ漆塗と巻く〻也漆ハ鎧の名也ときの
ぬくいひしの形也九く細の塗の鎧也
同〻 漆の事ハ饗食
の部る記也

一あふひつゝと云ハ簪を四ツ巻合せるめくある形也夫木
抄六帖題信実朝臣かつハまさきさゝ今をあふひつゝ
こゝろあり多〻ふつゝりうゝ

一ひきあ下結と云事 厨義記ハ云ひきあ皮のさけを
也真衡云ひきあ結と云ハ黒くぬりたる革ハ赤とう
ひきのやうある結を書るうを云

一藻金下結とハ花の下結のこと〻糸にて組て一方ハ
ほうを結るを云事 衣記と云事何ハ藻〻字出る事
下結と云也〻

一まき下緒と云ものあり　諸人書よりの記にあり　藤念下
けをのまき　柄の下緒のまきかたの長サ　柄の下緒ハ打うへして二巻
なすべしひとへあるべし　柄の下緒のまきかた　まき下緒ハ長びロをしてくくるなり

一二重下緒　宗五聞書よりこれをうち柄の下緒の事　藤念下緒
まき　柄の下緒を二重下緒と云なり　二重下緒とて梅枝
別まきなり

一太刀刀　太刀刀ハ作拵なとの事　刀剣問答よりあく記にあり　拵
は書よりハ略す　糸巻太刀　白太刀　黒太刀　ひらをや　いのもの作り
兵庫鼻　さやまき　赤刀　ひきまき　ちひきまき
のまきを外刀剣
問答より　一元
カタナヒキ
一刀引　とりの事　旧記より見ハ古酒もりの時人は盃をさし

て我さしたる刀をぬきて盃をのむ人はつのハしをつ返盃の時
ハ盃を返さ人より刀をうけ取　刀を引出ハ盃をもつ取刀引と
いへ　刀とハさやをはきの刀　常ハさす短き脇の拵さやまき
のまき刀剣問答より記す

一刀さやまきさゝうまき　腰の拵　脇刀皆一拵なれ古人常ハさ
たる短刀　七の人のときさゝすめ　又赤刀といふハ今
もさす長き刀　つゞ刀とも云　又古服屋と云ハ懐中
より隠しなさもの　隠剣とも云　あく刀剣問答より記す

一腰刀さやまきのまきをさもうとも云　後撰集雑別の部云みちの
くの　まのうらの人はやうちをつうもすとてかきつけ侍る

夫木抄ニ民部卿為家ホトヽギスヲヨメル歌ニ
ヒルヤハサヒルヤ
ヒルヤハサヒルヤ
ヒルヤハサヒルヤ

とも云又ヂ刀は對してちいさ刀とも云

一ヂ刀（チイサ）の名古よりあり義真記に云小刀は長サ六寸中子（ナカゴ）
三寸ケヌキ形ナルヘシと見えたり是腰刀さゝ是腰刀
同じ也長サ柄さゝ是一尺を限りとする也柄は鮫の
皮をみて柄まきのずもあり貴人つばゝれぎをゝぎり
出る切目也この世の小刀は柄をまき鞘を入れたけも
甚長くもる也（古の小刀とは大き過たる物也）

一煉緒（ネリヲ）といふ ねり革の緒也 ねり革といふは革の上を
ねりあをなんかゝめる也 煉るねり革を用る也ねり革
のつぎといふを畧してねり緒といふ也

一かんたうの帯取といふ異國より渡りたるかんたうといふ
織物をゝみ付てたる刀の帯とする也かんたうは筋
を織る物也今のさんとあ織の中ある物也筋はたと
筋もかゝしもそ見きもそ見きも不定さ
まゝまゝ古き切もの世に殘りまゝまゝ見をかん
たう織といふ也近代阿蘭陀より渡りせいらすと云
物はかんたうの形也漢嶋と書也こうを織まゝ
たるもありと云

一太刀の帯とりの結ひやうは古は糸より外はなかりん
たうのおひとりは緒を打てもきたりくびの帯とは

端を打らぶ〜に引通す酌義記に見えたり曽我流
なハ太閤秀吉の家臣曽我
又左衛門の伝授なり上中下の法則又ハ神祇婚礼
ホの法則あり古ハ中ハ中むつうきなり共二流

一公方様ハ太刀袋ハ金糸にて沙出宇陪
一冊秘書ハ見えたり
書ありさや袋とハ鞘ハ錦をうけてぬいてむせを通柄を
錦をつかりらせをこの上ハかけてぬひとみて目貫
をハ錦の上ハ金にてつの糸をまく〜我家の寶ハ烏丸
の太刀のこと〜ら〜様仁年中ハ御ふと云伝ふさや袋ハ
〜ふ太ハいぶこと〜き神〜

一兵庫鎌（ヒヤウコクカマ）の太刀と云ハ柄ハ鞘ハ銀の〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
おひとりハ銀の〜きりを付ハ刀鍛冶ハ陸奥ハ
せり氏太刀を兵庫鎌とハ禁裏ハ甲冑ハ矢太刀
あ〜を納り給ふ〜ハ義を兵庫とハ〜〜兵庫ハ兵庫
寮とハ役所の内ハ其兵庫の奉行を
兵庫助兵庫助ハ〜〜〜〜兵庫寮とハ役
所ハ兵具を作ふ細工人あり手細工人の作りた
を兵庫鎌と云ハ細工上手ハ故是を賞號ハ鎌ハ
下手の作りたるハ切れ〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
一いろ〜の作りの太刀ハ銀〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

銀の細長崙を七つ入て帯取を通す一の足二の足合せて
縫十四人一つ長を縫七つ合て先を七つ長を七つ
技の尻鞘を黐る一神懸り浦いろ〳〵なれ
の拵作りと云源平盛衰記に嗔拵作と書たりいう
ものハ怒拵と書嗔と云字もいのるとよむと
刀の拵ハ菓の紋あるものハ五八十四代の天子後白羽院の比ハ
則宗 俗称 貞次 俗称 延房 俗称 國安 栗田口 恒次 俗称 國友 栗田口 宗吉 俗称
次宗 俗称 助宗 俗称 行國 俗称 助延 あるとき云名書き鍛冶の
〳〵ニ十二人を名〳〵ひ十二月ハ口のもて院内ハ番を勤
めさせて刀を作りせられ後白羽院ハ比ものを作りを
光天皇ハ刀を作りの為に
刀を入れ
の時〳〵なるハ
おるうハ
あり延喜式神祇
二面加物九座供神御
面加物器料者伊勢
賀茂為
面賀物九月上旬中官
差下部二人遣三国先
大鉞後行事料馬二
疋太刀一口弓一張箭
二十隻 中国 已上播磨 那波輸
馬一疋太刀一口弓一張
箭二十隻 中国 已上阿波
国麻殖那賀
両郡所輸云々 御雑
の贄を奉ることの
ものの中ハ作れ
も太刀一口とあり

ゆゑ〳〵太刀ハ
作りやうの式定り
ある事〳〵 刀剣問
聞の式ハ有り
作りの太刀の思ハ則
のきあるべし神奉
ものゆゑ太刀の
ことく作りをを
ゆゑ為作りの太刀
とのひ〳〵ものへ
それをいるものの作
とのひ誤り〳〵
らん乱

一
四月ハ日ハ地云下
徒ものを主人ハ
けらるを主人ハ
光ハ方斜砂文和
ハ日振ものを
作〳〵ものを云

〳〵とそ〳〵射の拵作ハ十六葉の菊の紋をもて〳〵
〳〵と尺素往来ハ云一条兼良公の作〳〵後白羽院書派治作
いに為略云〳〵後白羽院の代ハ書派治作
ハ時 日本の名匠を
刀を作〳〵
一
太刀おひとりのすき蟻川記ハ云帯とるの尺の長太刀二
〳〵けるてつのの身ものを形ものを〳〵 貞丈云此記用ひかゝ〳〵帯ものの
長サハ人〳〵の腰の大きさ依へし
小太刀ハ長〳〵ハ短〳〵へし
一
刀の下徒のすき法蟻川記ハ云下徒のすき法同色の事色も寸
法ものハ色〳〵ハ何の色も不苦色ハ紫ものハいのくい事あと
寸ものもひろ〳〵貞丈云定法ハ長〳〵ハ太方を〳〵このもて

一ひろ曽すんよりきこえ

一つのひ太刀と云ふつのひ拵なる太刀と云ふこと元来はまこ
との太刀を進ぜられしと也 應仁年中の大乱世上賀人
ありてつのひ太刀は始り大なる私刀記す云 伊勢物語 貞牧の記 同物語
太刀の拵を付るもの白鞘に拵太刀あれい一腰の上さ子
持と付い又糸巻とも付い又
金ふくまんあれい金とも付い拵ある太刀は必拵を認い
ゐて此太刀を拵いは拵は持と付い又黄所
もくまたひつのひ太刀をも持と付い次は糸巻といつて
太刀よりも短いつきあるといさやいあるさやといつのもの

をは考のぬく紙をたる者は帯にはつのひ太刀のぬくをたいを
糸巻と申こと又金ふくまんは太刀と申たる名をつけるいさや
つのをはもけぬりて帯取は紙をたる者仕りてまんとは
もくをも申は授先くいを方様(を)進上いこと

一 聖柄(ヒジリヅカ)の刀の事 源平盛衰記五の巻は清盛入道聖柄
の刀をさされ〳〵ゆえてうきけ聖柄の事 浮あ〳〵貞文拵の事
刀と云はさやまきの刀こさや巻の柄は鮫の皮をこうけて放
同貫こ又さめをこうけ唐木あるをもて作りこる柄も
をこ〳〵其さめをぬけざるを聖柄と云成〳〵法師の事
をひ〳〵ゆえと云刀の柄はさめをこうけぎ坊主の髪ふきこと

盛衰記巻十三松大臣情ノ条太刀ハ長覆輪ナリシカタ錦ノ袋ニ入テレタリ云々衆鑑美廿五二モ見タリ同廿九銀長覆輪野剣云々

ある事を云ふ又拵鞘ハ奥の皮又魚を用さるハ横道に係て聖柄といふ所ありす

一長伏輪（ナカフクリン）の太刀と云物盛衰記巻二十石橋合戦ニ見えたり

常の伏輪の太刀ハ縁ハ匂伏輪有鞘ハ三条の方まく

また鞘の事分程ありまくよせハ三条の方のもぐりまつ四の方よりハ引鞘の事

分程ありたハ引ハめの方のもぐりまつ長伏輪ハ出もの引まくよせを出て直

たりをしる

一後三年の頃ハ見えたるさや巻の図左のめ〜

是ハ大お鞘下ハ袋の事調度の部ニ記也

見合へ〜

ぬけこぶりをまけて合るたる糸〜是ハ勝ハさ〜て刀を抜

対こぶりのまぐりたる糸帯ハ引かけてさやとるぬけざるなり

一さや巻の刀のこぶりに穴をあけて草をを結付とに細くたち

てかのあふ〜引通〜下緒のめくむもひて結ひ合りを三重結

〜て切て下けあくをいぬまきをいふ是ハ置きてさや巻ハ

て下緒一筋大まぬきの上ふ通〜そを一筋の下緒と永合て

結ひあく心是ハ刀をぬ〜時さやとともにぬけて出る様ハ鞘を

帯まとめ為て〜きの為く又大まきあき鞘巻ハ腰ハ

さして下緒を帯ハ通〜てさやを一巻まきひて結ひあく心

是も刀をぬく時ハさやを帯ハとめ為て〜きる心大まぬき

と云ふ名称古きさや見元〜ひもの古ハ何と唱〜う義家

殿臣のさや巻ハ鞘厚ハ細き草結を付〜う今大まぬきと

東鑑云寛元二年四月廿二日条御刀鞘巻有下緒云々御刀サヤマキトハサヤニキサミメアルサヤ巻ヲスフ下緒アリトハ凡サヤコキニ下緒ヲ付ザルハナシ然ルニコトニサケヲアリト断ヲ記セルハモシハ

此下緒トアルハ犬マタギノ事ニテモアルヘキ故下緒ノ事ヲ云ヒシ文ニテハナキニヤ可考

いろハ毛之或説ハ犬すねぬき二尺片し一尺ヲ一尺の而七寸計を
結ひ余り二寸ハ引ある〳〵藍皮之革を裏とうらを合ハ
しを縫ハぬ之又云犬招幅三分先ハ小ひろ〳〵藍革黑
革のうち下猫を用〳〵毛ふり

一 ウチカタナ 打刀ハつゞを入るを長き刀の名 打刀をバつゞ刀ともつゝ宗
五一冊ヨリ打刀ハつゝを巻くし 今大小トテサス其大ノ名ナリ

一 刀をバ袴の帯ヨリさゝ蝶川記ヨリ 義経のかさ名

一 守刀古のこゝ之義経の名義経記ニハ敵くゝ懸出の条
云徘地の錦ヨリつゝの きゝ包ミ ヨリ刀と云 毛義経の ヨリ刀 又ハ我
拘経ハこゝ 祐経ヨリ 条云赤地の錦ヨリつゝきゝ

守刀ハ懐中ニサス也即ワキサシ也ワキサシヲ隠剱ト云也懐ノ中ニ隠シテサスユヘ也ワキサシトハ即守刀ナリ

ヨリ刀とゝ〳〵包ゝ於ゝ云ヒ寒ゝ云ヒ同〳〵ゝ
錦をきせ〳〵かゝ〳〵縫ひくゝゝ 下絞西ヨリ刀かゝ 錦ヨリ外へ出ス
ヨリ刀ハ懐中ヨ入るハあるハ有ゝ
ゝゝおりゝまハゝハさゝうつゝゝふゝ 又義経記衣川合戦の条
鞍馬の別当義経の幼少の時小雅治の所ゝ 紺地ノ錦ニテツカ ヨリ刀を条
サヤ巻タルハ四寸刀ナルベシ
ゝ〳〵ハ長サ六寸五分あり中毛を抜ゝ西國の
合戦の時も猩の下へさゝ也ゝ行ゝ猩の下ハ猩の
ゝゝゝの図を云ゝ大納言行成卿ハ寅方朝臣と日倫
〳〵冠をおゝさゝ〳〵時冠形ヨリ刀の ゝゝい
云ゝ〳〵びんを挿あゞらゝ〳〵ゝゝ 条摂政兼良公ノ作 麻呂記ヨリ
守刀にゝ〳〵いをヨリさゝ ヨリ刀ハかうかい牛 ヨリ刀ハさゝ

一 まちさや[illegible]と云ハ歩兵合の鞘袋を云〳〵まちハ待の字也武具部まちの[illegible]の不よ多く記す

一 尻鞘（シリサヤ）又シンザヤ云 ハ虎の皮豹の皮熊の皮麻の皮ぬぐまて袋を作て太刀の鞘ヨ懸るを云〳〵太刀のさや雨露よあ〳〵ハ温気（シツケ）まて太刀さびる有毛皮をかけて雨露を入せ〳〵る〳〵

一 みせさやと云ハ短き脇刀ヨもき鞘袋をうけてもき刀ヨ入せる心なり〳〵されとも脇刀短きハ鞘の元ヨ入て

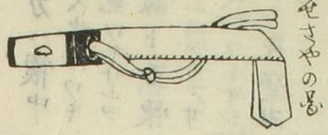

夫木抄衣箭
大臣いまハしも
さそしつさぬん
ちろせさやのさ
も心よ有るふけ
しきハ
日権僧正公朝
をのくふのさけ
そくくろうのえろ
さやの虎の尾
ろてそ[illegible]
○尻せさやの図

夫木抄正三位知家卿よ「つ〳〵もつまをふを
まれとも尻せさやハ弾ま[illegible]て作る事を寒ま[illegible]て鞘尻を
光太田尻せさやハ弾ま[illegible]て作る事を寒ま[illegible]て鞘尻を
ちんぶ形よ切て二枚うて[illegible]ろ〳〵上の湯のか〳〵

一 細太刀（ホソダチ）の事 野宮宰相宗基卿云螺鈿剣（ラデンケン）鞘ニ者貝ニテ蒔絵（マキエケン）双鞘文ヲ今ノ如ナリ 蒔絵剣ニ前後ヲシタルヲ右両品ハ武ニ用ラル 皆細太刀ハ武ハ儀刀太刀の様ハ真剣ニあらすあまの手まて作りたるをいひて儀刀とハ云たり威儀に威儀の為ニ佩ヲ云 威儀ハ佩ヲとハ人おどし斗ニ造 実用ハ佩ヲ不 威儀の為ニ

まもる故あまの手まて無ハ[illegible]実剣ハ[illegible]

ある〳〵 新六帖 信実 然ハ世の中を思ふ[illegible]

ハて太刀のさやハ[illegible]

さやハ一番ハ黒きを[illegible]

刀を心ハ[illegible]

太刀のさやハ[illegible]

ハろこ[illegible]

つまる[illegible]

まて作りて人おとし[illegible]

ぬくるもあきのゆさやの中にて
さめつまりもつ（きとよこうるし
のこ二年ゆを法華堂にて行これ時の布施を取こ落る
中ゆかの布施太刀一腰（細太刀）とゆえこう布施ゆこうも出ぬ之

一鳥頭（トリカシラ）太刀と云物ハ古鷹（タカカヒ）剱のもきこ太刀之江家次第ゆ見こう
又鞘造（ワシツクリ）の太刀と云物源平盛衰記巻四十二源平侍共軍ノ条ゆ見えこう
右ゆ鳥太刀と云ハ根ゆ太刀の柄ハ鷲（オシ）の羽を造ゆ物
之ゆ鳥の太刀を拵せて鞘造の太刀をハ作りし物ゆ
ゆハ知こ江家次第大臣大饗ノ条ニ曰鷹剱ゆ鳥太刀と何ゆ
鷹絵辯疑論所引次第抄曰随身錦帽子ヲ折烏帽上ニ着之
氷干ニ下濃袴鳥頭太刀ヲ帯シ猪皮尻鞘ニ入ル云こ長秋記

公家束帯の時の太刀ハ巻之ゆ
くこて手伝と
云物ゆ
ゆ
ハ古風ゆ源
も衣役こ云ゆ
ゆ
ゆ
○大平記巻十二公家一統改道ノ条ニ兵庫鎖ノ尻鞘ノ太刀二虎ノ皮ノ尻鞘カケタルヲ太刀掛ノ半ニ結テサゲト有太刀掛トハ射向ノ革

二日大永四年正月十六日太政大臣大饗所鷹剱ゆ近府之
下毛野教利鳥頭剱（件ノ剱頭季ノ剱ニ上皇賜裝束次ニ僧侶領給云こ）銀作鷲頭螺鈿剱無目貫緒云こ
（班象尻鞘入螺鈿ノ剱ヲ）
太刀ゆあ〜有て帯とゆを結て腰ゆ太刀をぬ
にぬきてきこあ〜を腰ゆ引つめてもくハ古風のもき様
あ〜こ拾遺集神楽の歌ゆ「ちろうねのめぬきの太刀を
さげもきてふ〜のこゆこを拾ハたうるをと何ゆさげ
もきてとハ太刀をゆらゆさけてもくを云こ軍陣ゆハ弦矢ゆ
さけてはゆくれバぬきゆ毛太刀をぶり張ゆて二ゆ
太刀のめ〜ぶ〜さけてもくゆ有ゆとハ太刀を

ズリユルギノ糸ノ所ヲ糸ニセズ漆草ニテスルヲ太刀カケノ草ト云也太刀ノカヽル所十リ

草を腰間といふ物を結びて加く程の脇より引出てまくし
毛ハぬくよ恐しく腰間の事ハ武具の部に詳に考へ又
曽我物語巻六五郎大磯へ帳屏を引入ひなぐ〜のまくまき糸
とりてひつのけ伊東祐親の四尺六寸の太刀作りの太刀
十文字はもひさけ云こ毛又ふくさけたるこ

一

鍛冶の上手の打る名作の太刀刀ハ寿命百倍なる事
あり切れの事ハ古いの事及さる事こ然る名作なれ切れ
ぎるもあり寿命百倍もあるも何り毛を掛る大将
加トヶ著たる書刀剣秘宝云鍛冶場を清る事ハ
古昔天国以来上作作れ何れも教のぬく掛する毛

太刀ハ霊妙あるて殊る中天悪事災難を遁るへき掛ふり
絶るを研屋とぐ時ハ道具かくきる俗て已に火を以あぶり
道具を柔すし研くこ道具かくれハ研くなる刃先こ
ぶるるなり亦一日かる不る三日もかくる俗て皆あぶる能
中を研ハ孫あるを毛ぶる能あぶハ湯を玉の立つ程
ハ沸一朝ハ五度ハ三度もかくる毛を研屋俗ハ
掃ひハ入る射ハ必沸湯をうけ掃毛上作大矯刃の道
具亦俗ハ物ぶる切れの悪き多く有り皆亦のぬく研屋の
あぶりたる故こ屋具あ〜〜あるて不切こ古刀の上作ハ胴
の心能く成るハ幸こ皆研屋のあすもさこ日本の名

の道具皆もくるゑ代さへ名はけハ名物と思ふ人あれども
古物をハ〻〻嗚呼あゞ〻さる先の名物あるものハ言語を
絶し筆墨尽もすあゝかぎ今ハ名計名物ゑ道具ハ
名物もあきあり上作の昔の地虜(バダ)あるまて皆失ふ
悪情(ナサケ)あきらふ名人の焼こゝ〻火をあらぬ〻ゑ
霊妙不思議ありたる太刀もたハ何の霊妙も〻〻古人焼
こめ寄〻火鉄あゞらぬ〻とハ焼刃やゝ時焼こゝ〻火を
又後火もあふれハ〻の焼刃中時やきこめる火ハ抜ゑし
火もて火をぬくとハ是也名人の鍛ゑ焼刃ゑ焼こゝ〻
刀の魂皆ゆらぬ〻霊妙不思議〻〻さるゑ理ゑ是故

刀の心と常ゑ人の心不通〻て霊妙〻〻手ゑ刀脇差百腰
出〻ゑふ〻ゑ陽ゑもやゑ五六十腰ゑどあらたる見中
嗚呼情あきゑ〻あらて刃の上自〻ゑ〻ゑ正身の火ハ
消て後ゑ烟ゑの白〻〻殘ゑ〻ゑ右焼刃ゑ焼こゝ〻
火ハ刃あふん限りハゑ年ゑ二千年ゑ消さるゑ又焙(アブ)〻
ゑの消ゑる道具ハ石ゑ以て刃の上ゑ打ち火を出て元
れハ火不出是火の消ゑる故ゑ自然火出るゑ〻ゑ
〻て黄色ゑる火出ゑ又焼刃の強き道具ゑて火を
出ゑ一燈の火消ゑ〻て元〻〻ゑの燧(ヒウチ)ゑも能き火出ゑ又紀州雑賀
山ゑ一燈の火消ゑ〻て山繁昌〻〻此火ゑて炊(カシ)〻飯ゑ食〻

鞘ヨ納る時ハ善根ヨ成るあゝ云武士ハ人〻古き火五百年ヨ年迄の火ハ不持もるヨ火とハ知ゝまて刀服を
ぞうり心持るゝ刀をふゝ武ハ越ヨ射ハ罪あるゝと云ハ為る況
もめ〻焠(ヤキバ)を研振治場をきゝめ鋼(ジュモン)をとゝ刀の魂ヨ情
火を焼こめをく敷ゝ赤穂を忘むゝ常の鉄ハ大ヨ鍛ぐん
とまれとも罪あるゝ況ハ大物ヨ俗を研ぬめヨ火を
消され霊ぬもゝ人を切りても切ゝ硬(カタ)き物を切れハ
或ハまゝ或ハ折る毛火の消るゝ悪ゝき武名物の道
具ヨ多くもをたるゝ以上刀剣秘宝の文記ハの刀剣秘宝を記ゝ
後ヨ松平越後守の家臣ヨ多る大村加ト と云ハ本ハ浪人ヨ生ハを鞘
浜地ヨ居住ヨ元来武士ヨて振治の工夫ハあゝ況生涯刀を

○のゝ一付太刀と云ハ拵鞘ヨに金のうもうれを
のゝて包こうゝ
ゝうのゝ一付云
ハ太刀のもきう
ら年ゝうも金ヨ
包こうゝ

公家ノ装束抄
ヨ表裏共縹
色ノ衣ヲ園花
田ト云モ同意之

般の事を好こて上ヨとヨ多ハ刀加ト ら派る刀ヨハ生牛の角を一寸ヨ
切ゝ ゝけるゝ加トうおる刀の鞘ヨハ作武士大森治郎左衛門 耐号
大村加ト慰とあり又越後幕下士大村加ト
と伝りて表ヨ真十五枚甲伏作と云 ゝ云 ゝ
丸鞘(マルサヤ)の太刀の事太平記巻十二公家一統 改元の条 兵庫鍔の丸鞘の太刀ヨ
虎の皮の尻鞘ゝけたるを云ゝ国巻世一 怪岩刺ヨ 焼死の条 いて引出物せんと
金作の丸鞘の太刀一振ヨつゝ永知て紫帽子ヨこそ引毛
ゝれ云ゝ国巻世四 紀州熊野 山軍ノ条 祝津小次郎ヨ六尺三寸の丸鞘乃
太刀ヨ持こうゝ云ゝ丸ヨ丸ヨとハさゝを丸くゝたるヨ長
あるヨ丸とハ一寸の事ヨて金作の太刀の鞘ヨでも金ヨて
包こうゝ古書ヨ金作の丸鞘の太刀と伝り只丸さゝの太刀
とゝ云ふるヨ伝の国ヨ丸とハ一国ヨ伝ヨ丸拵の事を
記ゝるめと云ヨ同ゝるゝ

一脇差（ワキザシ）とゝ云ハ本名脇差の刀と云ふ刀ハ又物の異名なり脇
刺ハ隠劔とて懐中に隠し用心の為なり物あり懐
ざしの刀と云それを略して指さしと云ふ古のたきゞ
ハ長サ柄とあり八九寸ほど鞘あり柄ばかりとあいくちと
いふものなり鞘のこゞりを丸くするゆへ懐中出る時
衣服にかゝらぬ為なり下緒を短くするゆへ
下緒のむすび玉を帯の面にかけ出て外へ出
ぬなり懐中にて脇さしとゝ云ふ脇差
の寸尺を長くして鞘を入れ柄を表に出す刀と同じ拵
して懐の外へ出すなり古の脇刺とハ大なる違ひなり

脇差の刀ハ則守り刀へ入るゝ
斗さへ小刀さ
さゝ今ハつゞめて入
て小刀をそへて
うゝうゝをさゝ

ありゝ古き刀とゝ云ふも即是きさゝ伊勢物語真親の為息
真家への教訓書なる面世ある人を見るなるべきさゝとてさゝ
長ハ隠劔とて人ありしてさゝ云ふ注教訓書なり山
の代也孫三年ほ志ゝ大なる事ゝ太平記巻十二岳親王ノ宮
遣ゝ刀を接て脇差の刀を接て出心もとの意を二刀さゝ也
てとあり脇差の刀とハたゝ口きさゝのゝ
一脇差の太刀とゝ云ふ太平記巻四十最勝講之時及闘諍ノ条南都の元徒
ハ面くゝ脇差の太刀あんど用意のゝあれハ接連て切て切る
と有り長ハ脇差の刀太刀あんくゝあるゝきを刀の字義
あるゝ又ハ出家なれバ衣の内ゝ太刀をもうゞて太刀

を脇よ[illegible]して出[illegible]る故脇差の太刀と書[illegible]記（右最勝講と云ハ禁中にて最勝王経を講ぜらるゝ事なり此時延暦寺と東大寺の僧勅を其ゆへハ乱世ゆへ両寺の僧も太刀をハ佩して出仕なるを宇倭は故なり）

一太刀（タチ）・打刀（ウチタチ）などのすぐ[illegible]慶きそだんじ[illegible]ありといふ[illegible]たびら慶と云詞を畧したるゝ太平記巻三十二神南合戦の条山名右馬頭等因幡の国の住人に福間三郎とて野太刀（ノダチ）を帯したる太刀（タチ）を帯し[illegible]七尺三寸の太刀だびら慶を作りたるを鍔本三尺半をいて蛤歯のうき金せ[illegible]だびら慶といふ太平慶あるべし本平く慶きし

一銀鍛（ギンケン）といふハ銀作の太刀之上古礼式の道ありよハ太刀銀鍛をつゝひ[illegible]ゝ東鑑保平盛衰記平家物語嘉禄年中行事武式目追加貞和二年二月廿三日沙汰曰正月ノ祝事引出物事止重物甲冑太刀銀剣可金銀類宿物類可用銀鍛以下軽物とゝえたり銀鍛を軽きあらゝ云ハ金具ハ銀の焼付して薄相まゝらゝ物も名作よハあ[illegible]を用ゐ四いし[illegible]礼式一通まゝ用ゐゝ

半ばよ[illegible]元ゝ正月廿日的初の祝事又矢開の時饗食たる人まゝ銀鍛作る由東山殿年中行事寛の記ありゝ元ゝ今も将軍家代略よ大和国多武峯惣代銀鍛を献上紀也ゝそれハ白木鞘の刀ゝ実の銀鍛よハあゝ仏ゝ名ゝ古ハ銀鍛ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ白木鞘のまゝ献する事よ来ゝ[illegible]又式正の時ゝ白太刀と白太刀第ゝ少出こゝ銀鍛ゝハ同物よあゝ仏

一錦（ニシキ）包の太刀ハ孫の鞘袋（サヤブクロ）らけたる太刀之ゝ云ゝ柄鞘ゝ[illegible]に錦をうけ堅ゝ絶ゝて柄糸を巻きゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ小笠原長秀記よ主人（因ゝよ雲馬の時太刀をゝ[illegible]

鞘包ミハ主人(因業以上)(条倉の時ろくよりかけ)(の)ハ柄
よりかけてもく〳〵太刀の柄ようけてもくハ主人の太刀〻太刀
のさやより長百〳〵合てもく〳〵我太刀〻

一甲州武田信玄の軍兵の相手の為ハ刀の鞘ハ三ツ懸を白〳〵
付る事懸ものを考く故に相手をさやぬきと彼の為ハ云ひ
〻〻〻ハ古腰刀を鞘差ともさゝもきとるいひ〻〻ハ別の
事〻まぎ〻ハ〻きる所先を記せ

一けぬきゞの太刀と云ハ衛府の太刀の事(一名草徒ノ太刀一名平徒ノ太刀本名蒔絵野太刀ト云)
俗〻毛抜形の太刀と云

毛抜形の目貫の図

古代の毛抜の図

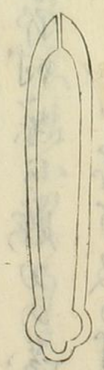

類聚雜要抄

一腰刀(コシカタナ)すさすかうゐい髪掻(カミカキ)〻かゝきとゝ〻相時〻〻〻
〻〻〻古代ハ貴賤ともに髪ハ長ク垂ハ〻〻〻〻〻〻頭の熟素
長ハ〻の四ハいきれて〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻

又勁敏（カミカキ）とも書くゝ和名加美賀岐（カミガキ）とありかこうきを後ハ
ゆうぶとゝいひ習ハしたるゝ古実方朝臣いうるゝほうて筥を
いて行成卿の冠を手着きれゝ行成ゆきいうぶしてゝ殿（トノモ）
司（ツカサ）ハ冠を取よせうち見てゝ刀ようかうあいぬき出てびん
かきつくろハ（十訓抄ハあり後きあの記も十訓抄ハより転ぬつり）ゝ（ねきあの記ハ見えこうかうこのい数
うるのあゝ兵ハ考ハ名ハ）かゝぬゝ（かうこのの用分
を知すゝて外のゝ用ハ考ハきゝの説あるハ皆誤
一 孫倉将軍の時代すてハ腰刀ハこうごい斗さて小刀
ハさゝざるゝあるゝ曽我太郎時宗ハ腰刀の長を尺
ハさゝうゝの方ハ（かうごいさゝあり室町殿の時代ハ

かうこのい小刀をさす事ハ歩ゝ（ゝ）ゝ方極出腰の物の多
を京ハ奥双紙小寸ハ出ゝ（ゝ）ゝ法小刀のゝ尺ゝ（ゝ）ゝ
こういとうさするゝ古代の風あり
一 今世禁中ハある書（ヒ）の法（ゴザ）の法度の刀剣ハ豊後行平也（紀新太来云後ハ羽院の
法代の振治ゝ）先年研（トガ）セゝれゝ研セラルゝ事先例ナシトヅ（イカゝノ故カ研セラレシゝ）幸阿弥光を
研ゝり其賞ハ本行の孫ハ伊勢大掾ハ任セゝれゝ事耐
銘あゝゝとゝ尊ありしハ無銘ゝゝゝ中上ゝゝ
ゝ（ゝ）ゝ（ゝ）ゝ（ゝ）

に右の所劔を差すべき事畫の所は劔と号すべし
別殿へ入らるる時は内侍の所劔を持て所作する
さるべきなり行平の作を用らるべし振代出来るべ
古代の畫の所は劔は乱世ゆゑ矢ふくべもつまる
酒井氏本所孫は尋べし乱世ゆゑ酒井氏殊
さべし（酒井元陳字忠勇武を以人也西九若年寄を勤る）

一葬禮の供の人のさきに勝刀（短き刀のるし）さは白絹の袋に入也
袋と云は鞘袋柄袋と白絹をきせ結びてむと宣
所記は將軍義量公薨御應永三十甲辰年二月廿九日於
等持寺火葬のるを記る案は設人さるる（義白直無之ユヒヌカウヨリ
ワランヂラハク刀絹ノ袋ニ入ル）と見えたり武家は戸を閉て町人
の葬礼は服紗の柄を白紙にて包てさすはかの絹の袋に
入る様風の殘り侍りるなり（と無町人の刀の柄を紙にて巻き笑人あれとも古風の殘るなり）

一武雜記に太刀の帯取の事啄木は不可然也但近年啄木も
遠方に略儀也いかんたりの帯とりは本後にはいとは趣
また啄木は本式に非ずと少用ひとも啄木本武上古より
用ひる（啄木は平組の紐）拾遺集の神樂歌に「いそのうら」つる也男
の太刀もうふくとの弦をとりて官ぢうよりん（一条兼良公墨産墨抄に云いそのうら
なる八大和國布留と云所の名也そこらはある男を云なり古きをもつて
年老ることいつるなくとの弦とふ太刀の帯取のくるるとも云ふなり
ハくるとの弦ハ組なるべしひとりをもるるなり本に啄木ハ男
なるべし）

かんたうを本ともする多ハ室町殿の比の風俗なるべし（かんたうハ外國より渡るなり）

一佩太刀（ハキダチ）と云ハ常の太刀と太刀まきまく形あり如何すぎれぬ為なるもき太刀と云く中宗太刀太刀長太刀（野太刀のるもあるなり）ぬ太刀と云ハ外れぬ紐なるもき太刀と云く常ハ太刀とはかりいふ

佩太刀の長さハ人の身の大小よりて脇の長短あり脇の長短ハ太刀の長短ある（短き脇ハ長き太刀ハぬく）

ぬく時自由なるぬの為に佐の長きを以て自身の佩太刀の定尺とも（五種長きハ三尺を限りとされ中ハ二尺又ハ二尺幾寸長佩太刀の長さの名なるべし）

一小太刀と云ハ長も佩く太刀と云なるもき太刀よりも長短きく長ハ可よう短を用ひて利あるべき所なるべし一尺餘幾寸の名なるべし上つまりひくき所又ハせまき所ハ小太刀を利あり又ハ長くもあるべし

一大太刀（オホ）ハ佩太刀よりも甚長く六七尺斗もあるべし長く

ぬるなりの長戰場へ出るに背負ふ長さ長くとも

かけて負て出てつかふ物なり

負ふ長しなりの長さ

一中宗太刀と云ハ佩太刀よりも長く大太刀よりも短きもき

太刀と大太刀との中ふる所中宗太刀と云長も戰場へ

つかふ物なり太刀よりハあるべし

一長太刀と云ハ双ハ二三尺斗長き摘をもけたるなり

或者ハ柄の長さハ三尺も人立て耳のやうに見のふしゝ所とのこ
長さ〳〵と云是野太刀とも長巻とも戦場ハ人馬の足を
かゝりたるを倒さ切るを主とせられハ刃を磨くに
及ばざるさやもなきゆへ柄を長く所々巻まゝ放ち巻
とも云石突あり（薙刀とハ別なり）

一野太刀ハ右ハ云る長太刀のゆへ

一糸巻太刀ハ柄下金襴錦あるて巻て巻糸ハ平組之金具
皆赤銅ナヨ地之カブト金サルデ作りサルデハ緒を通す黒皮之
ウデヌキ作るべ〳〵目貫家の紋やきつけ瑞茶羽ハ金覆脇
をかけ鞘ハ黒漆之家の紋を金ニ付る之鞘黒漆家の紋を付

也帯取の所鞘口より二ハ是ハ柄をかけなる切れをかけ
其上を柄と回〳〵糸をあるて涙を巻をもて巻セメカ子三所帯
取ハ啄木又ハカンタウ〳〵タクボクの所ハ帯取足間あるあ
を黒皮を縫ひ〳〵をむ〳〵芝引モヨセ作り毛を糸巻
の太刀と云也武太刀ハ軍陣すゝ〳〵太刀也

一武太刀と云ハ軍陣すゝ〳〵太刀の異名之農家の所ゝ〳〵鍛
太刀薙鎌太刀衛府太刀あるを紛とぬるを武太刀と云

一革巻太刀（カハマキ）（皮裹又革裹同シ事ナリ）鞘をかゝ〳〵革を包ゝ〳〵絶ひ
ゝ〳〵る太刀之皮の上を金物作り柄鮫黒漆之皮の上を
ひゝり巻作り唐富記巻七文安元年八月一日丁未八郎侍礼

進上宮内方内叡一腸皮裏ニ〆那須与一宗高ウ太刀
今も那須の家ニ傳ヘて在ル草包の太刀ト
黒作（クロヅクリ）太刀と云ハ内殿近身故寄ル云黒作太刀とやの鍔も
ぬりつぶしたる金具も赤銅もしい塗金具もさやも
ぬりさやつくハさあもしい糸ともも革ともも巻ゆるくしい
おひとりハ赤ゆゝぶ革たゝ〆て仕ゆゝ是ハ黒もまきい太
い毛を黒太刀とやいい
白（シロ）太刀黒太刀の子宗吾大双紙と云ハ糸巻（ゆゝ）太のさひらの子
草の出来よりさひゝの白きを腰ゆゝ上るのゆゝをこそ
〆黒革ゆゝ巻ゆゝ赤ゆゝ中巻きい太刀ハ白太刀とて つう

貞丈云黒太刀ト云ハ柄サヤメヲカケテ黒クスル柄マカズ目貫家ノ紋焼付也サマクロヌリ家ノ紋ヲ付ル也金具皆赤銅ニテナヽコ地ナリ鍔ハアフヒツバ赤銅家ノ紋ヲ付也帯取赤銅シヤウブ革タクボクノ時ハ足間ニヲタル所ヲ黒皮ニテスヒクム也是ヲ黒太刀ト云又黒作ト云モ同シ事也

貞丈云白太刀ト云ハ柄サヤ銀ノ物ヲ付也ノルヲ付ル小金物ギンノ折サメニテ柄巻ズ目貫ナシニテ家ノ紋ヲ付ル鍔ハ葵ヅバギン也家ノ紋ヲ付ル鞘モ銀ニテ包ミケボリ家ノ紋アル（シ）金具皆ギンニテケボリ有革取シヤウブ革タクボクノトキハ足間ニヲタル所ヲ白地ノ銀襴ニテ縫ヒクム也是ヲ白太刀ト云

きやともも白〻　貞丈云白ト（シロ）ハ銀ヲ以テツクルヲ云ヒ　つう銀の手きあるのあおう
をも〻〻　貞丈云ゐのあ〻おふふ是ハ鎧ぬき藺の足ま　又はもひ太刀ハ黒太刀とてさやぬりおとしてぬるかふご赤ゆゝどうらけ
ぬりおとしつうきめをうけて黒くぬるかふご赤ゆゝどうらけ
ぬりけぶり形のことたゝ〻〻　貞丈我家の紋をかきつけた
き〻〻帯とう黒ゆゝぶ革是あいるつうもまうぶ先を
〻〻う太刀と云うぬき入〻〻ゆゝ赤ゆゝ太刀
ゆゝ刀ようぬき入ま〻〻ゆゝ

一　本阿弥の刀剣の目利ハ鍛冶の正作ゆゝ否を目利出るゆゝ
ゆゝ刀ハ肝〻骨の切ゆゝ否を目利出るゆゝハ鍛冶本阿弥の目
利て極札付ゆゝ正作物ゆゝ骨の切色さゆゝあゝ是ハ研屋

う研ぎ研ぎの振回しにて研ぎ研ぎ後に藤湯
に漫し又は菓子すて焙りて研たる刀に本阿弥にて
拭ふ紙又は見るに新しき紙にて拭ひ出
せば又疑しき物をも視金を以のめ出せば正札の
拭紙を出すに畢竟拭紙刀を実刀の後拭するもの
歟また実用は三刀切て試て能く骨の切る刀を定む
るに本阿弥が拭紙を頼むべし

一近比鋼（サウ）相とふるもの出たり是刀の吉凶を定めるに
ある歟不相應を吉と考へ何の益もなきのみならず拭
いまだ出る人あらず基信仰ぎるべし心正直にして影の行正
しき人は凶刀を帯るとい（ふ）も禍なし心邪曲にして影行正
しからざる人は吉刀を帯るとい（ふ）も福なるあり吉凶禍福は
天命之刀鋼ふとの関るあるべし只心術（コヽロダテ）影（モチ）行の正邪
て吉凶禍福を招ふはあるべし

大小ヲ其人事太田備中守作信長記天正六年十月廿四日條信長公ヨリ御太刀拵ノ御腰物并御馬皆具共二拝領云々此頃ハヤ太刀拵ト云名目アリ

一今世刀（古ハヅバ刀ニ　ヂカトモ云）服差（古ハ肩ニワキサシニモ云　古ハ短クテヅバ入サル物）乃両刀を相添て
帯るを大小と云（古ハ腰刀一ツサシテ太刀ヂカ刀ハ後ニ持セシナリ）此頃ハ信長秀
吉の時代戦国の討ち始まる故歟（此書ハ慶長ノ頃井上氏ノ撰ス）肥前国就
造寺（大名の氏ス）太閤（豊臣秀吉）隆盛して四海静謐の業出来（何ハ）
たり時秀吉公就造寺へ仰ハ今ハ武道ハ我等の
稽古の為道具見せ申と申ス則就造寺ハ連矢義

太刀ニ脇差ヲサシソヘシ事大内義澄記天文廿一年真書ニ云金作ノ脇差ニ太刀ヲソヘテハキ玉フ云〻天文ノ頃ハ太刀ニ脇差ヲソヘテハキシト見エタリ

上ノ孫ハ玄造寺ヨリ乳ノウヒあり〻刀脇差をぬき玄造寺
持へきゆゑ仰先へ立ノ孫ひ〻〻玄造寺殿ノ大小を持ちよ
孫ハ云〻又秀吉家僧ハ林逸云台命ヲまうけ撰スル事〻天正十五年四月秀吉
彼攻岩屋城中略大權現使ハ奉多豊後守廣家秀家ハ共二
攻城有戦功秀吉感之賜羊皮羽織及金鐔脇差云〻甚
所既ハ禅を入る脇差あり是等を以て考ルニ大小をさし
年ハ信長秀吉の比戦國の時より某の風俗〻ハ以
家ハ大小ハ

一大太刀ぬ〻ヨ大太刀ハ肩ヨ負ふ敵ハ敵ニ対してぬき合
ものあるハ敵を合戦初る肩ヨ負ふ事ハ敵ニ対してぬきて持ち

さゝをハ肩ヨ負ふ事

一金瑠ナツハの太刀の事ハ永享室町行幸記ニ云三条小路織物
三重作太刀カナツハ焼付金襴盆作馬月毛と作り下ハ金ものと
者て作り加ふつゞとハ金瑠の事ハ則朝ニ作りて金をやき付
大〻ハ原平盛衰記ト云金瑠の太刀と云事作り様四ふつゞの事
一白きゝ作ちゞの太刀の事花作而行幸記ニ云太刀帯タチハキ云〻
きゝ作ちゞの太刀をもきゝ云〻則丸鞘の事〻白と作ハ様を云
鞘ニて柄鞘とハ一物ニ包ミたるを云〻和の丸鞘の象元
金ものゝ　則白太刀也

一刀の名ハ人の名笑ハ人の名ハ時人ちゝびる開名

もの〻されいむさゝ波のもゝむきの弁当〻ゝ古ゝひきゝ
ゝ外又尤古たゝのあるそのひきゝゝゝ又宮〻あるを
思ふこと〻ゝ見と申てゝ物ゝ〻ゝ刀ゝ乃ゝみゝゝゝゝハ刀
の樋の事ある〻ゝ

一雪の下のおびゝゝの事雪の下と云絡古〻〻外國より渡
しあゝ地合ハさんとゝ渡のぬゝゝ横筋をあゝゝと織
うゝし長ハ藁苞自横色を交ゝゝ又ハ家紋黄
樺色ゝ織たるあり式絡ゝあびゝゝゝ作りゝゝゝと云毎
茶入の袋あゝゝゝゝ雪の下ゝゝ切ゝハ別〻

一太刀ゝ刀の薄透（スカシ）のゝ其物ハさゝ〻うゝゝされゝゝ元亀
天正の比より透〻ゝゝあり〻〻武会信長公の太刀押
透〻あゝゝと云又水井飛騨義ゝ池田勝入の手刀薄ハ
角ハ所透〻ゝあり一説ゝ東山義政ゝ好給ひゝより始
ゝりゝと云〻〻りされゝ世ゝ田記ゝ不見あ〻ゝ物ゝ渡ゝ
ぬ〻〻元亀天正の比ハゝゝ作ゝ物ゝ〻〻

一ゝ刀のゝ貞順故実集云ゝ刀ハ鞘を青漆ゝゝまん
ハゝ〻〻毛本ゝ〻ゝ裏ゝ〻ゝゝゝ〻ゝれハゝ〻〻完
のゝ方ゝ筆ゝゝ〻ゝゝゝれハ小刀と筆両ゝゝゝゝ
ハゝ俗ゝゝゝゝ筆なり

一三所物のゝ世ゝ目貫筆小刀ゝ三所物ゝゝゝ三所物と唱

池田勝入天正十二年四月九日於尾州長久手永井傳八郎討取也于時慶入四十九ヤト云サアラハ天文五年ノ生レ也依テ考レハ元亀天正ノ比ハ透鍔アリシ也
塚原卜傳百首文永録頃鐔ハダヘ切ノ人スキアルヲ好ムヘシ厚ク無紋ヲカクキラヘリ此哥ニヨレハ天文永録ノ頃ヨリハヤクリシナルニヤ

此名目古代より〻へさうもつくり伝へ云云方様は勝海
の魚は目貫九の内つぶ相焼付は并ちめどうみ焼付
又槌の内左右よりのぬさのぬきあり相を焼付は小刀
つりこうねくもんあり云云是は目貫は并は相目貫付
しる事疑せり小刀相の物は注をさされば古代目貫
并とは同物なりしかれとも小刀は別なり〻院より後鑑
家より祐乗宗乗乗真代三代の作より目貫并と一品
揃ひしるはまくまりしと云へり光乗より以来は目貫并
小刀二品揃しる品多くしと云説あり是は元亀天正元和
の比なれば二百年あまりしるべし

祐乗は東山殿
時代人永正九
年五月七日卒
歳七十三四代目
光乗は元和六年
二月十四日卒歳
九十二